

「漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条から第93条までの鯨類（いるか等小型鯨類を含む。）の捕獲・混獲等の取扱いについて」

（平成13年7月1日付け水管第1004号水産庁長官通知）

（令和2年11月27日付け2水管第1586号最終改正）

## 第1 通知の制定の趣旨

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第91条から第93条までの規定の適用等については、この取扱いの定めるところによる。

## 第2 ひげ鯨等の捕獲等の制限

### 1 ひげ鯨等の捕獲の禁止

#### （1）捕獲の禁止（省令第91条第1項関係）

① 省令第91条第1項にいう「ひげ鯨及びまっこう鯨（以下「ひげ鯨等」という。）の捕獲」とは、

ア ひげ鯨等を捕る行為（ひげ鯨等を捕る目的で、もりを撃つ（投げる）、網を巻く、網を入れる、追い込む等の行為）

イ 自然の状態にあるひげ鯨等を占有すること（ひげ鯨等の船内保持、船体への縛り付け、曳航、拾得等）

をいうものとする。

② 農林水産大臣が別に定めて告示する漁業として、大型定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第60条第3項に規定する定置漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（法第60条第5項第2号の規定に基づく第2種共同漁業又は法第119条第1項の規定に基づく規則の規定による都道府県知事の許可を受けて営む漁業であって、内水面以外の水面において網漁具を定置して営むものをいう。以下同じ。）が定められた（平成13年4月20日農林水産省告示第563号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条第1項ただし書の規定に基づき農林水産大臣が別に定めて告示する漁業を定める件））。

小型定置漁業における「網漁具を定置する」とは、定置漁業権に基づく定置漁業と同様に、一漁期の間、一定の場所に土俵、碇、支柱等で網漁具を敷設して移動せしめないことと解釈されており、いわゆる小型定置網漁業、ます網漁業、落とし網漁業、大謀網漁業、底建網漁業などの漁業が該当することとなる。第2種共同漁業であっても固定式刺網漁業、敷網漁業などは「網漁具を定置する」漁業ではない。

なお、網の中に魚介類を追い込んで漁獲するものは「網漁具を定置して営む漁業」の範ちゅうに入らない。また、第2種共同漁業では、網漁具に「えりやな類」を含むこととされているが、告示で定める網漁具には「えりやな類」は含まれない。

③ 定置網漁業（「大型定置漁業及び小型定置漁業」をいう。以下同じ。）の操業中のひげ鯨等の混獲については、

ア 定置網漁業ではひげ鯨等を意図して捕獲することはないこと

イ 漁具、漁獲物の損害が大きいこと

ウ 埋却、焼却等の処理は、大変な労力、費用を伴うこと

などから、資源の有効利用を図ることとし、後述する報告の義務、DNA分析の義務を付した上で、例外的に捕獲禁止の適用が除外されたものである。

これは、意図せずに混獲した鯨の処理の困難性、我が国における鯨類の利用に対する歴史的な背景などを踏まえ、資源の有効利用の考え方をとることとしたものであり、定置網漁業により混獲されたひげ鯨等を積極的に利用すべきとするものではなく、混獲の状況や当該ひげ鯨等の状態などから解放することが適切であると考えられるような場合における従来の解放の努力に影響を与えるものではない。特に資源的に希少とされるひげ鯨等（せみ鯨、こく鯨又はしろながす鯨。以下「希少ひげ鯨等」という。）については、これらの趣旨を十分に理解の上、適切な運用が行われるよう関係者へ指導願いたい。

④ 農林水産大臣が別に定めて告示する座礁し、又は漂着したひげ鯨等（以下「農林水産大臣が告示するひげ鯨等」という。）が次のアからエのとおり定められた（平成16年10月12日農林水産省告示第1834号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条第1項ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定めて告示するひげ鯨等を定める件））。

ア 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって既に死亡しているもの

イ 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって人に危害を加えるおそれがあるもの

ウ 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって外傷等により回復の見込みがない状態に陥っているもの

エ 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であってその座礁し、又は漂着した時から起算して48時間以上経過してもなお当該浅瀬等から移動していないもの

「座礁し、又は漂着した」とは、生死にかかわらず、ひげ鯨等が浅瀬等に乗り上げ、又は打ち上げられるなど自力遊泳できない状態のものをいう。

「浅瀬等」とは、浅瀬、護岸、砂浜その他のひげ鯨等が座礁し、又は漂着した場合に当該ひげ鯨等が自ら移動することが困難な場所をいう。

「当該浅瀬等からの移動」とは、ひげ鯨等が座礁し、又は漂着した浅瀬等から離脱し、自らの力で移動する行為をいう。したがって、座礁し、又は漂着したひげ鯨等が浅瀬等で波の力等により移動することはこれにあたらぬ。

また、48時間の起算点は第一発見者がひげ鯨等が座礁し、又は漂着していることを発見したときとし、一旦座礁し、又は漂着したひげ鯨等が当該浅瀬等から自力で移動したのち、再び座礁し、又は漂着したときは、48時間

の起算点は再び座礁し、又は漂着したときとする。

なお、一回座礁し、又は漂着したひげ鯨等であっても移動した結果浅瀬等から離れ、漂流するに至ったひげ鯨等は、農林水産大臣が公示するひげ鯨等にあたらぬ。

このようなひげ鯨等の捕獲については、

ア 意図的な捕獲ではないこと

イ 埋却、焼却等の処理は、大変な労力、費用を伴うこと

などから、資源の有効利用を図ることとし、定置網漁業により混獲されたひげ鯨等の場合と同様の義務を付した上で、例外的に捕獲の禁止を除外したものである。したがって、定置網漁業により混獲されたひげ鯨等の場合と同様に、座礁や漂着の状況や当該ひげ鯨等の状態などから救出することが適切であると考えられるような場合における従来の救出の努力に影響を与えるものではない。特に希少ひげ鯨等については、これらの趣旨を十分に理解の上、適切な運用が行われるよう関係者へ指導願いたい。

- ⑤ 省令第91条第1項の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（省令第117条第1項第1号）。

## (2) 捕獲の報告（省令第91条第2項関係）

- ① 定置網漁業によりひげ鯨等を混獲した者及び農林水産大臣が告示するひげ鯨等を捕獲した者（以下「ひげ鯨等を捕獲した者」という。）は、省令第91条第2項の規定に基づき、同項各号に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

なお、ひげ鯨等を利用しない場合（生きていたものを海に戻す場合及び埋却、焼却等により処分する場合）においても、報告しなければならない。

- ② 報告は、当該定置網漁業の免許又は許可を受けた者（団体又は法人の場合にあつては、その代表者）又は農林水産大臣が告示するひげ鯨等を捕獲した者が、別記1によりひげ鯨等を捕獲した日から3日以内に、当該ひげ鯨等を捕獲した場所を管轄する都道府県知事を経由して、遅滞なく報告しなければならない。

## (3) 販売等の禁止（省令第91条第3項関係）

- ① 定置網漁業により混獲されたひげ鯨等及び農林水産大臣が告示するひげ鯨等であつて所定の手続を経たもの以外のものは、販売又は販売の目的をもつた所持若しくは加工が禁止されているので、ひげ鯨等を取り扱う流通業者、加工業者等に対して販売しようとするひげ鯨等が定置網漁業で混獲されたもの又は座礁し、若しくは漂着したものであることを明確にするよう関係者へ指導願いたい。

- ② 省令第91条第3項の規定に違反してひげ鯨等を販売等した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する（省令第118条）。

## 2 捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限

### (1) 処理の場所（省令第92条第1項関係）

省令第92条第1項に規定された「水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれのない場所」とは、希釈されない血液、油、内臓等が放置され、又は漏れないような区画がある場所又はそのような処理設備・施設等が設置されている場所をいう。全ての卸売市場がこれに該当するわけではない。また、いわゆる荷捌所でも有害な物が遺棄されたり、漏せつのおそれがなければ、その場所で処理を行っても差し支えない。

なお、埋却・焼却等の処分を行う場合にあっても、埋却・焼却等の処分に伴って解体や細割を行うときは、有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれのない場所で行わなければならない。

### (2) DNAの分析（省令第92条第2項関係）

① ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を販売せずに食用や試験研究等に利用する場合であっても、省令第92条第2項に規定されたDNA分析は行わなければならない。

なお、当該ひげ鯨等を利用しない場合（生きているものを海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却、焼却等により処分する場合）においても、鯨類資源の科学的知見を蓄積する等のため、可能な限りDNA分析を行うものとする。

② DNA分析による個体識別は、技術的な習熟度が判定結果に影響を与える可能性も考えられ、標準標本による分析技術の統一、精度向上と信頼性の確保のため、専門の分析機関で行うことが適当である。したがって、特定の分析機関を指定するものではないが、現在のところ、これを満たす分析機関は指定鯨類科学調査法人・一般財団法人日本鯨類研究所であると考えられ、当面は、ひげ鯨等を捕獲した者は、当該研究所に分析を依頼することが適当である。

### (3) 処理状況の報告（省令第92条第3項関係）

① ひげ鯨等を捕獲した者は、個体識別のためのDNA分析を行ったときは、当該ひげ鯨等の処理状況を「ひげ鯨等の処理状況報告書の様式を定める件」（令和2年11月16日農林水産省告示第2239号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第92条第3項の農林水産大臣が定める捕獲したひげ鯨等の処理状況報告書の様式を定める件））で定める様式（別記2）により、当該ひげ鯨等を捕獲した場所を管轄する都道府県知事を経由して報告しなければならない。

② この報告は、ひげ鯨等を捕獲した者が、DNA分析を依頼した分析機関から分析結果の通知があった後、当該分析結果を記載した上、報告することとなる。

### (4) 販売等の禁止（省令第92条第4項関係）

① DNA分析は、分析機関に依頼して行うものであるから、当該分析機関に

依頼（分析試料を送付）した時点でDNA分析を行ったこととして処理して差し支えない。この場合、分析機関への分析依頼（分析試料の送付）の事実を証するに足る書類を備えておく必要がある。

- ② DNA分析を行っていないひげ鯨等については、流通業者、加工業者等その事実を知りつつ譲り受けた者に対しても販売等の禁止が適用される。このため、DNA分析を行ったひげ鯨等の販売に当たっては、買受人たる流通業者、加工業者等に対して、販売しようとするひげ鯨等が定置網漁業で混獲されたもの又は座礁し、若しくは漂着したものであり、かつ、DNA分析を行っていることを明確にするよう関係者へ指導願いたい。
- ③ 省令第92条第3項の規定に違反してひげ鯨等を販売等した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する（省令第118条）。

### 3 漂流し、若しくは港湾内に迷い込んでいるひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲したひげ鯨等の取扱いについて（省令第91条第1項関係）

(1) 漂流し、若しくは湾内等に迷い込んでいるひげ鯨等（以下「漂流等しているひげ鯨等」という。）を発見した場合又は定置網漁業以外の漁業でひげ鯨等を混獲した場合には、捕獲が禁止されていることから、生きているものは速やかに海に戻すほか、埋却又は焼却する等適切に取り扱わなければならない。この場合は、別記3により、発見又は捕獲した日から10日以内に当該ひげ鯨等が発見又は捕獲した場所を管轄する都道府県知事を経由して当該ひげ鯨等の処理についての事実を農林水産大臣に報告するよう関係者へ指導願いたい。

(2) 漂流等しているひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲されたひげ鯨等について（1）の処理を行った個体の一部を試験研究等の学術目的（社会教育目的のための展示用標本を含む。）に利用又は所持しようとする場合には、死亡している個体に限り、学術目的として利用又は所持しようとする者による別記5の届出をする場合にのみ所持することができることとして取り扱うものとする。この場合においても、可能な限りDNA分析を行うものとする。

なお、届出に基づく個体を譲渡（販売を除く。）しようとする場合には、事前にその旨を農林水産大臣まで連絡するよう併せて関係者を指導願いたい。

また、（1）の処理を行わないものについて、試験研究等の学術目的に利用しようとするときは、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第34条の規定による農林水産大臣の許可（省令第91条の規定の適用除外）を得た場合のみ利用又は所持することができるので念のため申し添える。

(3) 漂流等しているひげ鯨等のうち、省令第94条に規定されたひげ鯨については、別途増殖推進部長から通知させる報告が必要となる。また、漂流等しているひげ鯨等のうち試験研究等の学術目的に利用しようとするときは、規則第34条の規定による農林水産大臣の許可（省令第94条の規定の適用除外）を得る必要がある。なお、増殖推進部長通知による報告及び試験研究等の許可によ

り、（１）及び（２）の報告及び届出の義務を負ったものとする。

### 第３ 歯鯨の捕獲等の制限

#### １ 歯鯨の捕獲の禁止（省令第９３条関係）

##### （１）捕獲の禁止

省令第９３条にいう「歯鯨（まっこう鯨を除く。（中略））の捕獲」とは、  
ア 歯鯨を捕る行為（歯鯨を捕る目的で、もりを撃つ（投げる）、網を巻く、網を入れる、追い込む等の行為）

イ 自然の状態にある生きている歯鯨を占有すること（歯鯨の船内保持、船体への縛り付け、曳航、拾得等）

ウ 歯鯨が捕食する魚類を漁獲の対象とする沿岸漁業等において、当該歯鯨の捕食により当該漁業の漁獲量に与える影響が顕著な場合等に対処するため、当該歯鯨を殺し、駆除する行為

をいうものとする。

##### （２）試験研究等を目的とした歯鯨の捕獲について

農林水産大臣の許可を受けた基地式捕鯨業又は歯鯨（いしいるか（りくぜんいるか型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ばんどういるか）、まだらいるか（あらしいるか）、はなごんどう、こびれごんどう（まごんどう）、おきごんどう、しわはいるか又はかずはごんどうに限る。）を捕ることを目的とする漁業についての法第５７条第１項又は第１１９条第１項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合（以下「いしいるか漁業」という。）以外で、試験研究等その他特別の事由で歯鯨を捕獲しようとするときは、規則第３４条の規定に基づき農林水産大臣の許可（省令第９３条の規定の適用除外）を受ける必要がある。

（３）省令第９３条の規定に違反して歯鯨を捕獲した者は、２年以下の懲役若しくは５０万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（省令第１１７条第１項第１号）。

#### ２ 都道府県知事が行ういしいるか漁業の許可について

いしいるか漁業を許可する都道府県においては、別途定める「小型鯨類資源管理方針」に基づき、毎年、設定する都道府県別鯨種別捕獲枠を越えない範囲内での捕獲が行われるよう、許可に当たって許可の条件（法第４４条第１項）を付加し、随時捕獲頭数を把握する体制を確保する措置、捕獲枠に達する場合の操業の停止の措置などの適切な措置をとることが必要である。

毎年の漁期終了後、いしいるか漁業の許可又は操業の隻数、捕獲の実績等の状況についてとりまとめの上、水産庁資源管理部長まで報告されるようお願いしたい。

#### ３ 混獲、座礁、漂着又は漂流した歯鯨（以下「混獲又は座礁等した歯鯨」という。）の取扱いについて

- (1) 混獲又は座礁等した歯鯨を発見した場合は、捕獲が禁止されていることから、生きているものは速やかに海に戻すよう関係者へ指導願いたい。
- (2) 混獲又は座礁等した歯鯨のうち死んでいるものについては、埋却し、焼却する等適切に取り扱わなければならない、食用に供することのないよう関係者へ指導願いたい。
- (3) 混獲又は座礁等した歯鯨を発見し(1)及び(2)の処理を行った場合は、別記4により、速やかに当該歯鯨の処理について、当該歯鯨を捕獲した場所を管轄する都道府県知事を経由して、水産庁資源管理部長に報告するよう関係者へ指導願いたい。
- (4) 混獲又は座礁等した歯鯨について、個体の一部又は全部を試験研究等の学術目的(社会教育目的のための展示用標本を含む。)に利用しようとする場合には、死亡している個体に限り、(3)による報告とともに学術目的として利用又は所持しようとする者による別記5の届出をする場合に利用又は所持することができることとして取り扱うものとする。

なお、届出に基づく個体を譲渡(販売を除く。)しようとする場合には、事前にその旨を水産庁資源管理部長まで連絡するよう併せて関係者へ指導願いたい。
- (5) 混獲又は座礁等した歯鯨のうち生きているもの(治療等を目的とした一時収容後に回復したものを含む。)を、試験研究等の学術目的に利用しようとするときは、当該個体が特殊な形態を有する等学術上極めて貴重な標本であると認められる場合又は当該個体の生息水域等の特殊性により当該個体を用いなければ当該試験研究の目的が達成できない場合に限り、規則第34条の規定に基づく農林水産大臣の許可(省令第93条の規定の適用除外)を得て利用又は所持することができる。
- (6) 混獲又は座礁等した歯鯨のうち、省令第94条に規定された歯鯨については、増殖推進部長通知に定められた報告が必要となる。また、混獲又は座礁等した歯鯨のうち試験研究等の学術目的に利用しようとするときは、規則第34条の規定による農林水産大臣の許可(省令第94条の規定の適用除外)を得る必要がある。なお、増殖推進部長通知による報告及び試験研究の許可により、(3)及び(4)の報告及び届出の義務を負ったものとする。

なお、省令第94条に規定された歯鯨については、治療等を目的とした一時収容についても規則第34条の規定による農林水産大臣の許可(省令第94条の規定の適用除外)を得る必要があること念のため申し添える。

#### 第4 その他

##### 1 座礁等した鯨類への対処法について

- (1) 座礁等した鯨類の処理を行う際には、「座礁・混獲した鯨類への対処法」(セーブ・ザ・マリンマンマール事業(水産庁補助事業)検討委員会編)を参考とされたい。

- (2) マスストランディングの場合にあつては、水族館、関係研究所等に効果的な対応方法などの協力を求めるなど適切な処理が行われるよう関係者へ指導願いたい。
- (3) 座礁等した鯨類は、その原因が不明であり、病原菌に感染していることも考えられるので、保健衛生上の観点からその取扱いに注意を払うよう関係者へ指導願いたい。

## 2 鯨類の捕獲・混獲・座礁等の実態調査について

鯨類の捕獲、混獲、座礁等については、年間（1月1日から12月末日までの間）の実態を調査・取りまとめの上、別記6により翌年2月末日までに水産庁資源管理部長まで報告願いたい。

別記1（省令第91条第2項の規定による報告：第2の1の（2）の②関係）

ひげ鯨等の捕獲報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、ひげ鯨等を捕獲したので報告します。

記

- 1 捕獲の日時及び場所
- 2 鯨の種類
- 3 定置網漁業の種類及び免許番号又は許可番号  
（ひげ鯨等を定置網漁業により混獲した場合に限る。）
- 4 処理を開始した日時及び場所
- 5 体長、性別、乳分泌の有無並びに胎児の性別及び体長
- 6 その他参考事項
  - （1）捕獲の記録
  - （2）鯨発見時の状況
  - （3）鯨の処理の区分
  - （4）DNA分析依頼状況

別記2（省令第92条第3項の規定による報告：第2の2の（3）の①関係）

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">報告年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>						報告年月日	年 月 日
報告年月日							
年 月 日							
<p>捕獲したひげ鯨等の処理状況報告書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p>							
1. 捕獲の日時	年 月 日						
2. 捕獲の場所							
3. 漁業の種類							
4. 免許番号又は許可番号							
5. 捕獲した鯨の種類							
6. 処理を開始した年月日	年 月 日						
7. 処理の場所							
8. 体長等	体長	. m	性別	雄・雌	乳分泌の有無	有・無	
	(胎児があつた場合)胎児の性別			雄・雌	胎児の体長	cm	
9. DNA分析の実施状況							
分析（試料送付）年月日	年 月 日						
分析機関名							
解析の結果							

別記3（漂流等しているひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲したひげ鯨等の報告：第2の3の（1）関係）

ひげ鯨等の漂流等又は定置網漁業以外の漁業での混獲に関する報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

- 1 漂流等又は混獲の日時及び場所
- 2 （漂流等の場合）発見した者の所属、氏名及び住所  
（混獲の場合）混獲した漁業の種類及び許可番号等
- 3 鯨の種類、体長
- 4 発見時の状況
- 5 処理の具体的内容
- 6 その他参考事項  
（DNA分析の状況、生物試料採取状況、標本作成、関係機関等）

別記4（混獲又は座礁等した歯鯨の報告：第3の4の（3）関係）

歯鯨の混獲又は座礁等に関する報告書

年 月 日

水産庁資源管理部長 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

- 1 混獲又は座礁の日時及び場所
- 2 （混獲の場合）混獲した漁業の種類及び許可番号等  
（座礁等の場合）発見した者の所属、氏名及び住所
- 3 鯨の種類及び体長
- 4 発見時の状況
- 5 処理の具体的内容
- 6 その他参考事項  
（生物試料採取状況、標本作成、関係機関等）

別記5（漂流等しているひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲したひげ鯨等及び混獲又は座礁等した歯鯨の学術目的所持の届出書：第2の3の（2）及び第3の3の（4）関係：ひげ鯨等、歯鯨共通）

学術目的所持の届出書

年 月 日

農林水産大臣（歯鯨の場合は：水産庁資源管理部長宛て） 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

- 1 ひげ鯨等の漂流等若しくは混獲又は歯鯨の混獲若しくは座礁等の日時及び場所
- 2 （漂流等又は座礁等の場合）発見した者の所属、氏名及び住所  
（混獲の場合）混獲した漁業の種類、許可番号等
- 3 鯨の種類、体長
- 4 発見時の状況
- 5 処理の状況
- 6 学術目的の内容
- 7 所持の内容
- 8 その他参考事項  
（DNA分析の状況、生物調査試料採取状況、標本作成、関係した機関等）

